

2 芦屋市の概況

(1) 位置・面積

本市は、神戸・大阪の二大都市に挟まれた、阪神地域の臨海部に位置しています。東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積約18.57k m²の南北に細長い市域となっています。

北には六甲の山なみ、南には大阪湾がひろがり、豊かな緑や温暖な気候、交通の利便性にも恵まれた本市では、古くから神戸・大阪の近郊住宅地として発展してきました。今では全国的に優良な住宅地の一つとして、また優れた住環境を備えた「国際文化住宅都市」として、その名を知られています。

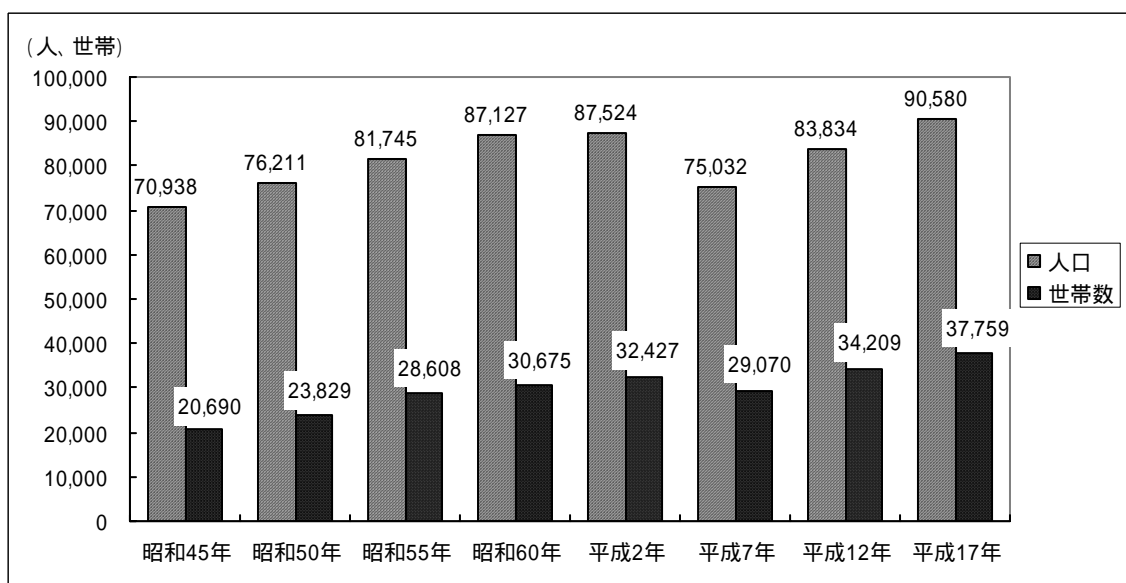


【芦屋市の位置】

(2) 人口・高齢者数・障がい者数の状況

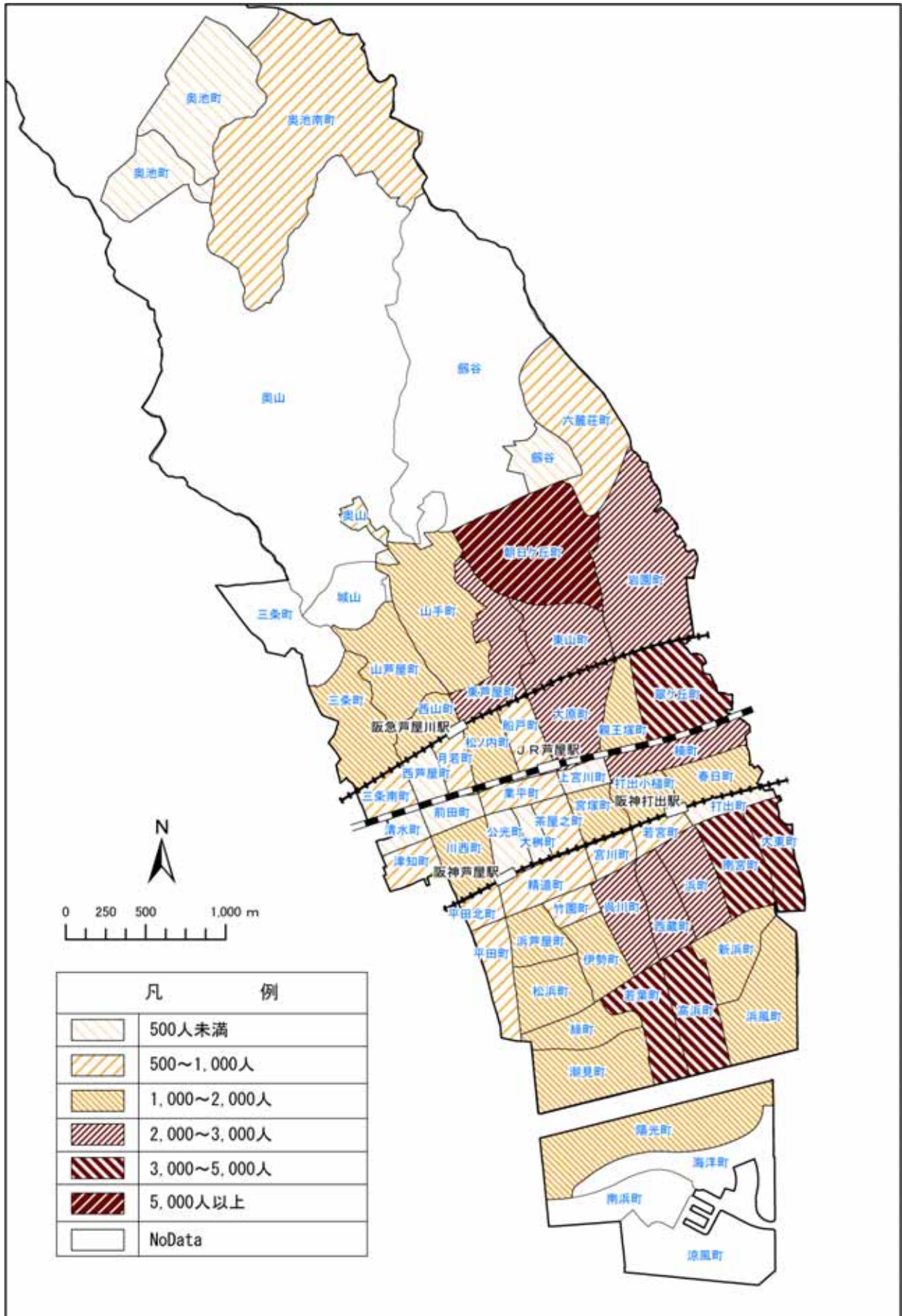
ア 人口・世帯数

本市の人口は、昭和45年から60年にかけてかなりの勢いで増加し、平成2年には増加の勢いは衰えたものの、ゆるやかな人口増加となっていました。このような傾向が続く中、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の影響により大幅な人口減少が生じましたが、その後、まちの復旧・復興に伴い人口は急速に回復し、平成17年10月現在では、震災以前の人口を上回る90,580人となっています。



資料：国勢調査

【人口・世帯数の推移】



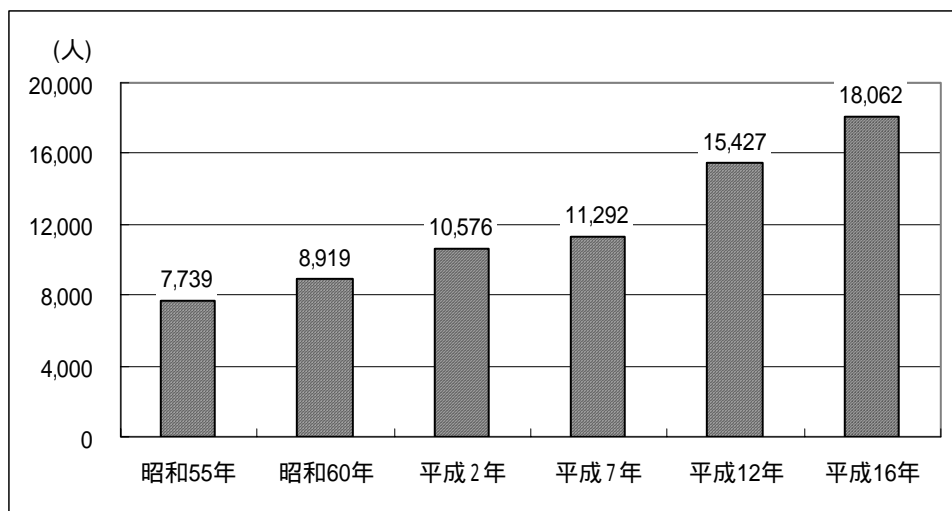
資料：平成 16 年度都市計画基礎調査（平成 12 年国勢調査による人口）

【町別人口の分布状況】

イ 高齢者数

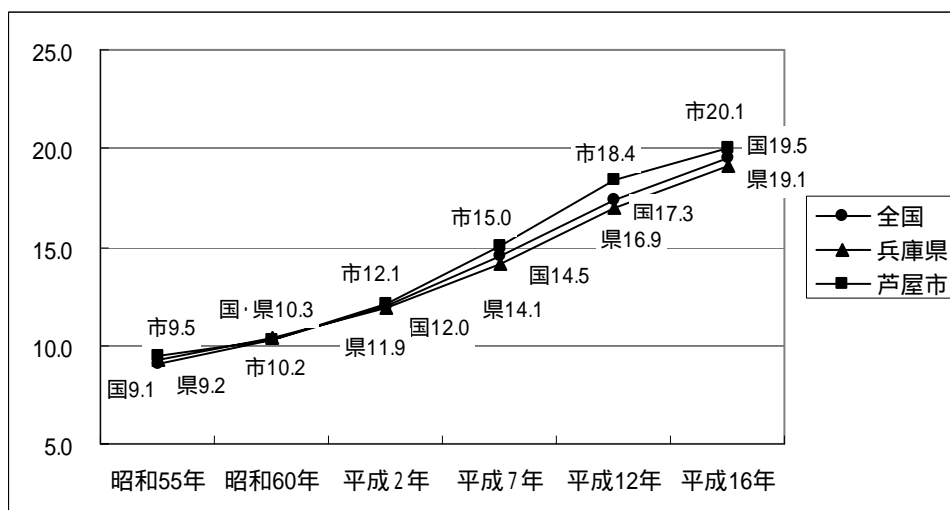
本市の高齢者数(65歳以上人口)は、総人口の増加率を上回るペースで増加しており、特に震災後の9年間(平成7年～16年)では約1.6倍、増加数6,770人と著しい増加傾向を示しています。

また、高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)も年々増加しており、平成16年10月現在で初めて20%を超え、20.1%となっています。この高齢化率は、全国平均の19.5%、兵庫県の19.1%を上回っています。



資料：平成12年までは国勢調査。平成16年は住民基本台帳。

【高齢者数の推移】



資料：平成12年までは国勢調査。平成16年は住民基本台帳。

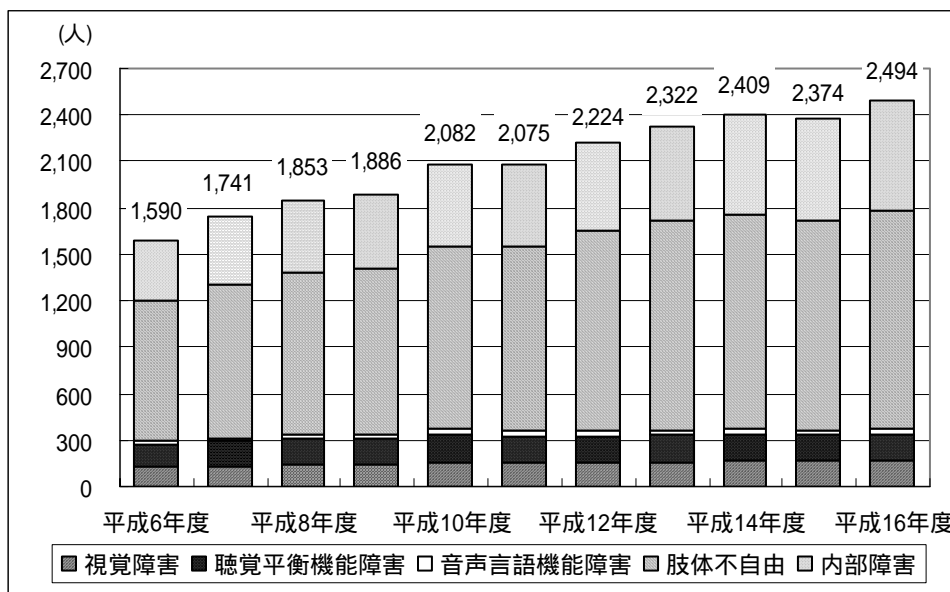
【高齢化率の推移】

ウ 障がい者数

(ア) 身体障がい者

本市の身体障害者手帳所持者は平成16年度現在で2,494人となっています。また、身体障害者手帳所持者の障がい別内訳をみると、最も多いのが肢体不自由の方で56.5%、次いで内部障がいのある方が28.3%、視覚障がいのある方が6.9%となっています。

過去10年間（平成6年～16年）の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は約1.6倍となっており、音声言語機能障がいのある方や内部障がいのある方が約1.8倍と高い伸びを示しています。



資料：芦屋市の保健福祉

【身体障害者手帳の所持状況】

【身体障害者手帳の所持状況】

単位：人

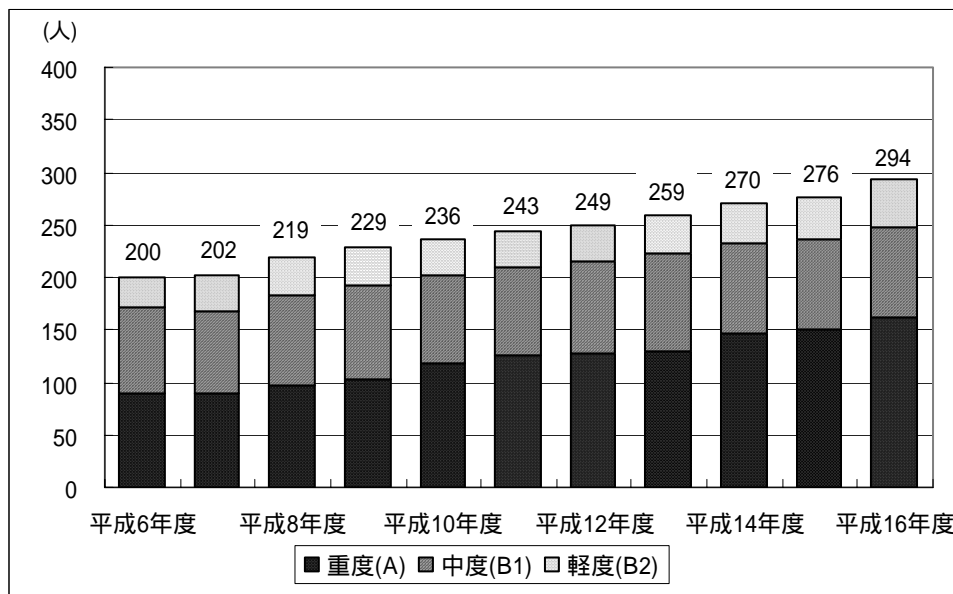
年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
視覚障害	124	133	144	146	159	159	159	160	164	164	171
聴覚平衡機能障害	144	158	167	167	175	167	169	172	173	167	167
音声言語機能障害	23	25	28	26	36	30	31	33	34	33	41
肢体不自由	910	989	1,046	1,071	1,186	1,196	1,296	1,353	1,390	1,358	1,409
内部障害	389	436	468	476	526	523	569	604	648	652	706
合 計	1,590	1,741	1,853	1,886	2,082	2,075	2,224	2,322	2,409	2,374	2,494

資料：芦屋市の保健福祉

(イ) 知的障がい者

本市の療育手帳（知的障がい者・児が各種の援護を受けるために必要な手帳）所持者は平成 16 年度現在で 294 人となっています。障がいの程度¹の内訳をみると、最も多いのが重度の知的障がいのある方で 55.1%となっています。

過去 10 年間（平成 6 年～16 年）の推移をみると、療育手帳所持者数は約 1.5 倍となっており、重度の知的障がいのある方が約 1.8 倍と高い伸びを示しています。



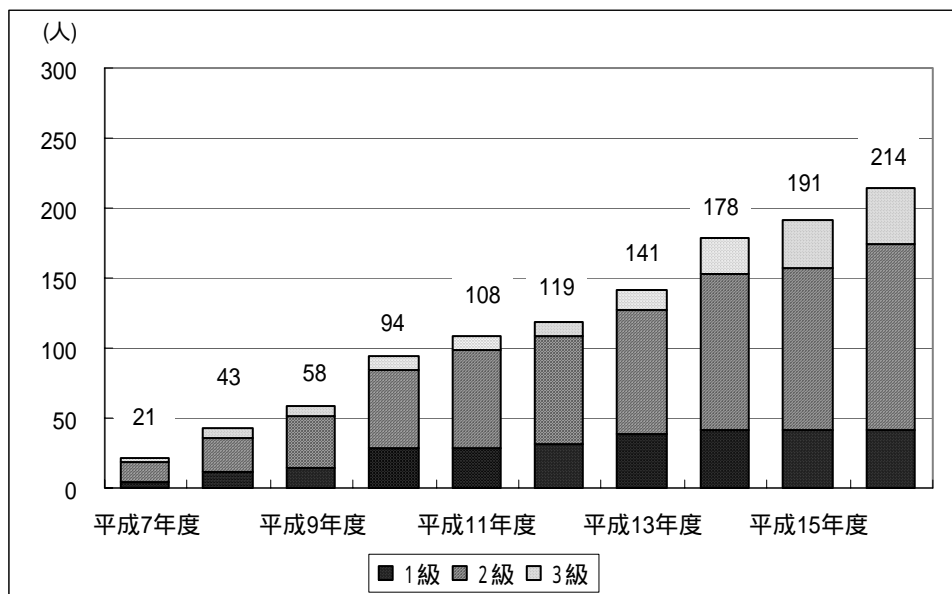
資料：芦屋市の保健福祉

【療育手帳の所持状況】

¹ 障がいの程度：知能測定値，社会性，基本的な生活などを年齢に応じて障がいの程度を総合判断するもので，A（重度）・B 1（中度）・B 2（軽度）に区分されます。

(ウ) 精神障がい者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、手帳制度が始まった平成7年から年々増加しており、平成16年度現在で214人となっています。障がいの程度¹の内訳をみると、最も多いのが2級の方で61.7%となっています。



資料：芦屋市障害者（児）福祉計画 第4次中期計画、芦屋市の保健福祉
【精神障害者保健福祉手帳の所持状況】

1 障がいの程度：手帳には障害の程度により、重い順に1級・2級・3級があります。

1級…おおむね「日常生活が1人では出来ず、他人の援助や介護を受けないと生活が出来ない人」

2級…おおむね「日常生活に著しい困難があり、時に応じて他人の援助が必要な人」

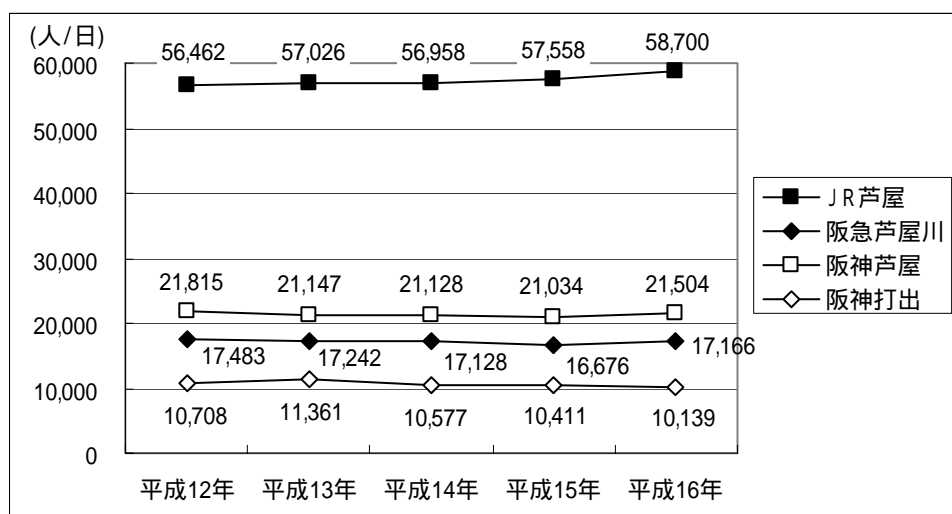
3級…おおむね「労働に著しい困難があり、社会生活に制限を受ける人」

(3) 交通施設の状況

ア 鉄道

市内にはＪＲ芦屋駅，阪急芦屋川駅，阪神芦屋駅，阪神打出駅の計４駅があります。平成１６年度における１日の平均利用者数が最も多い駅はＪＲ芦屋駅の５８，７００人で，次いで阪神芦屋駅が２１，５０４人，阪急芦屋川駅が１７，１６６人，阪神打出駅が１０，１３９人となっています。

なお，ＪＲ芦屋駅の北側では市街地再開発事業により，商業施設などの整備と併せて駅前広場やペDESTリアンデッキなどが整備されています。



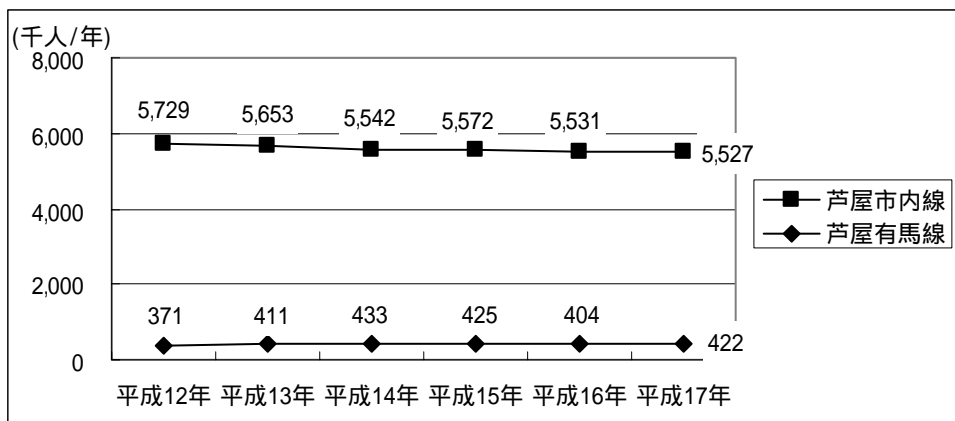
資料：芦屋市統計書（平成17年版）

【鉄道駅利用者数の推移】

イ バス交通

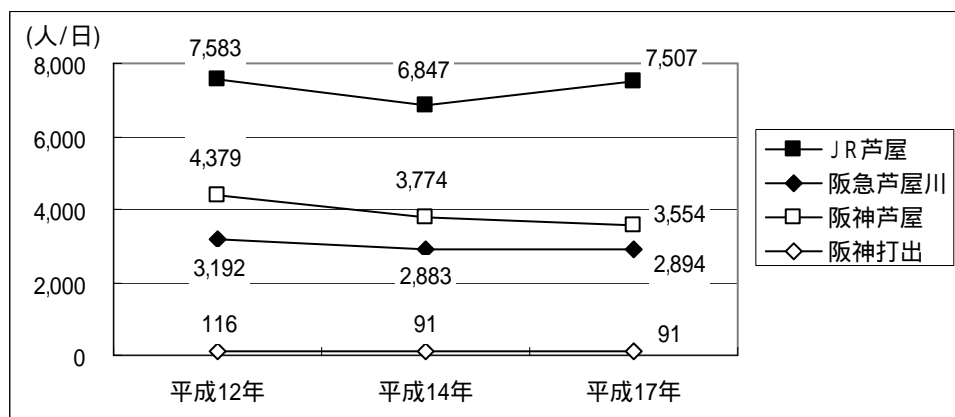
市内の主な路線バスとしては阪急バスがあります。阪急バスは芦屋市内線と芦屋有馬線があり、市内の鉄道駅などを結ぶ主要な公共交通としての役割を果たしています。平成18年7月現在で、芦屋市内線が23路線、芦屋有馬線が2路線あります。また、平成17年度における主要な停留所の利用者数をみると、JR芦屋が7,507人、阪急芦屋川が2,894人、阪神芦屋が3,554人、阪神打出が91人となっています。

そのほか阪神電鉄バスが1路線あり、国道2号を走り尼崎市と神戸市を結んでいます。



資料：阪急バス

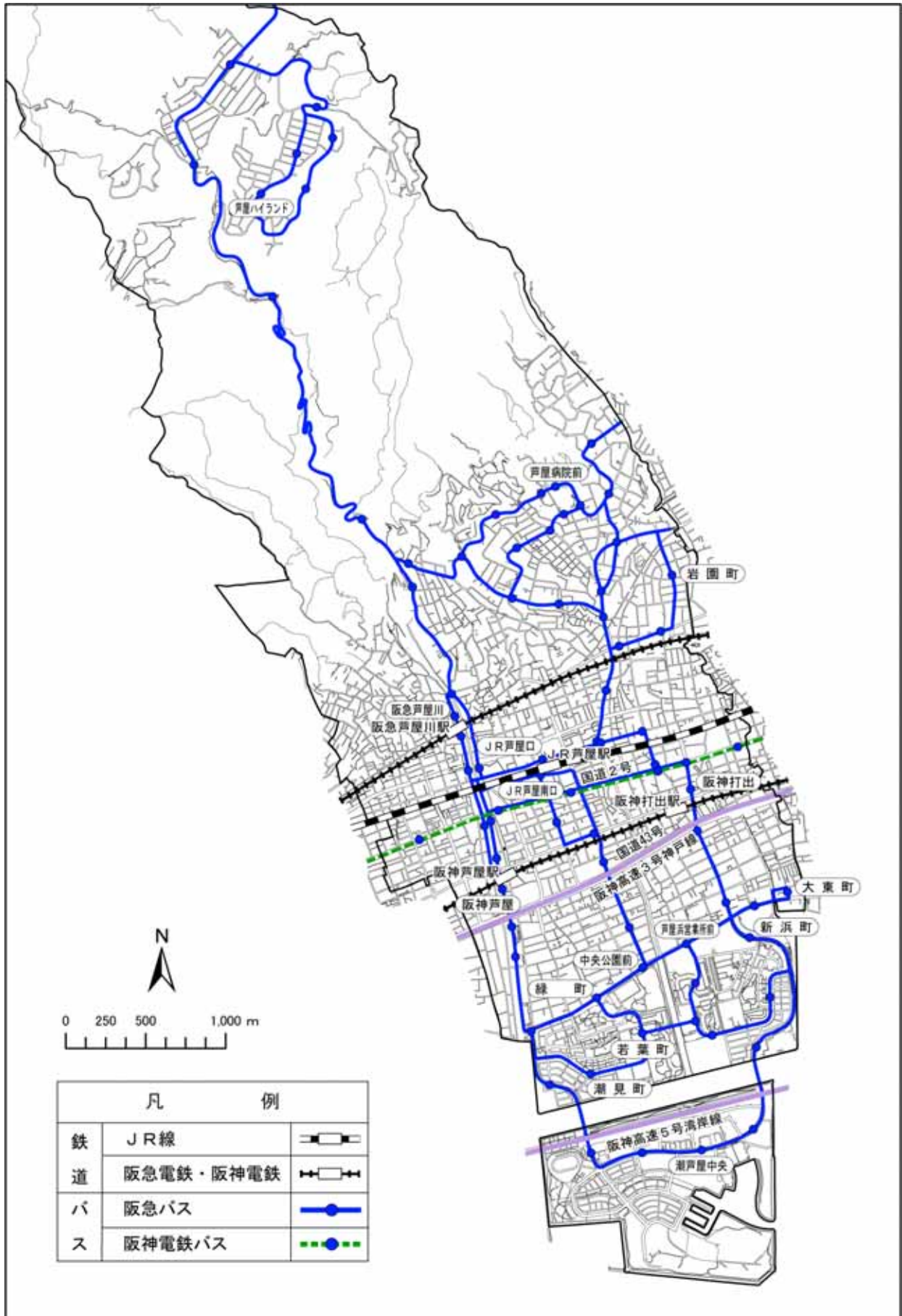
【芦屋市内を走行する路線における利用者数の推移】



資料：阪急バス

注：平成13、15、16年度は未調査

【主要停留所における利用者数】

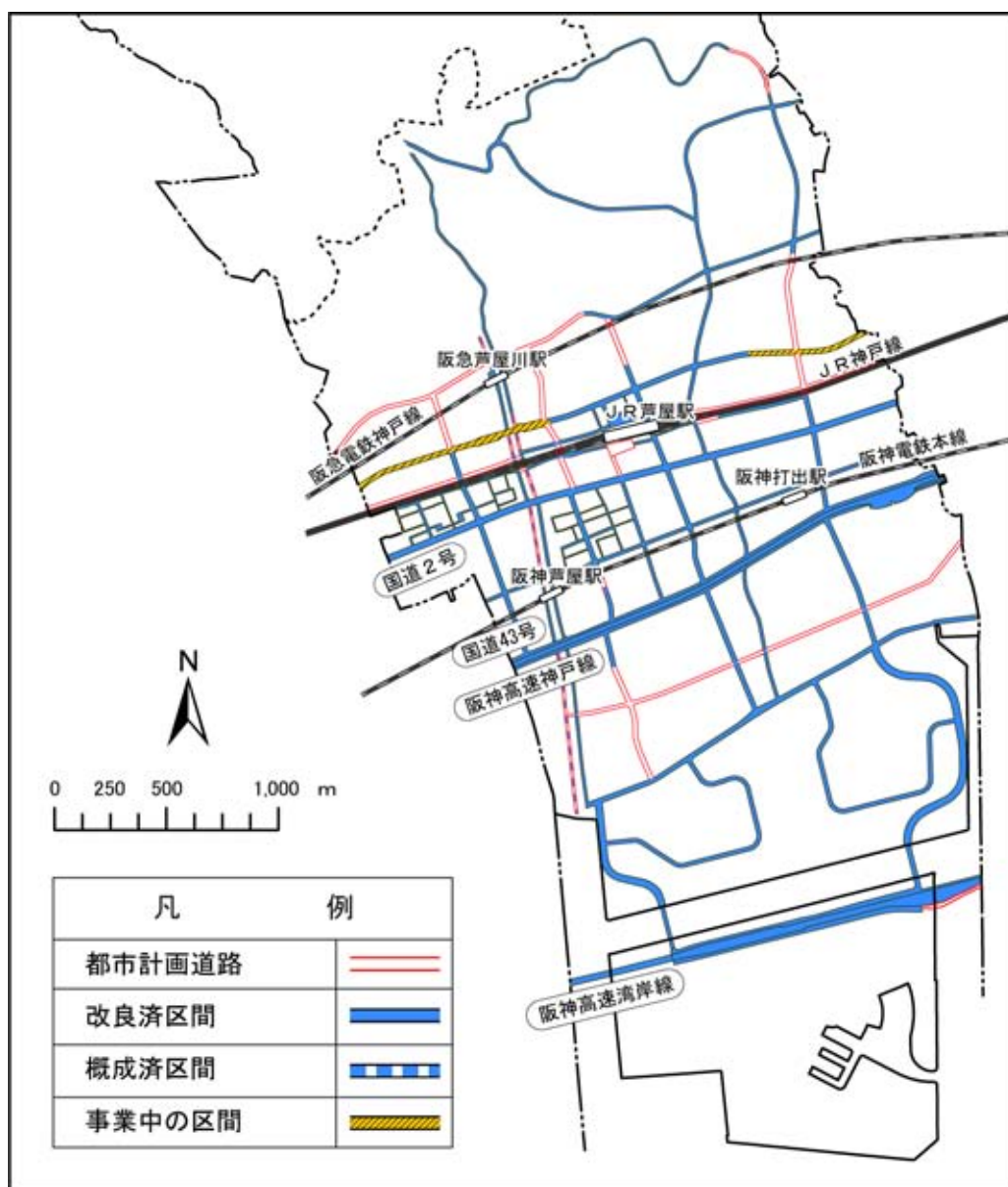


【芦屋市内のバスと鉄道】

ウ 主要道路

本市では、国道2号、国道43号、阪神高速神戸線及び阪神高速湾岸線の広域幹線道路を骨格とした道路網が形成されています。

これらの幹線道路は全て東西方向を連絡していることから、大阪・神戸へのアクセス性に優れています。しかしその一方で、幹線道路などにより、地域レベルでの南北アクセスが阻害されています。



【主要道路】

(4) 公共公益施設等の立地状況

J R 芦屋駅，阪急芦屋川駅，阪神芦屋駅，阪神打出駅の周辺地区（鉄道駅からおおむね 500m の範囲，徒歩圏内）における主要な公共公益施設や大規模な商業施設などの立地状況を示しています。

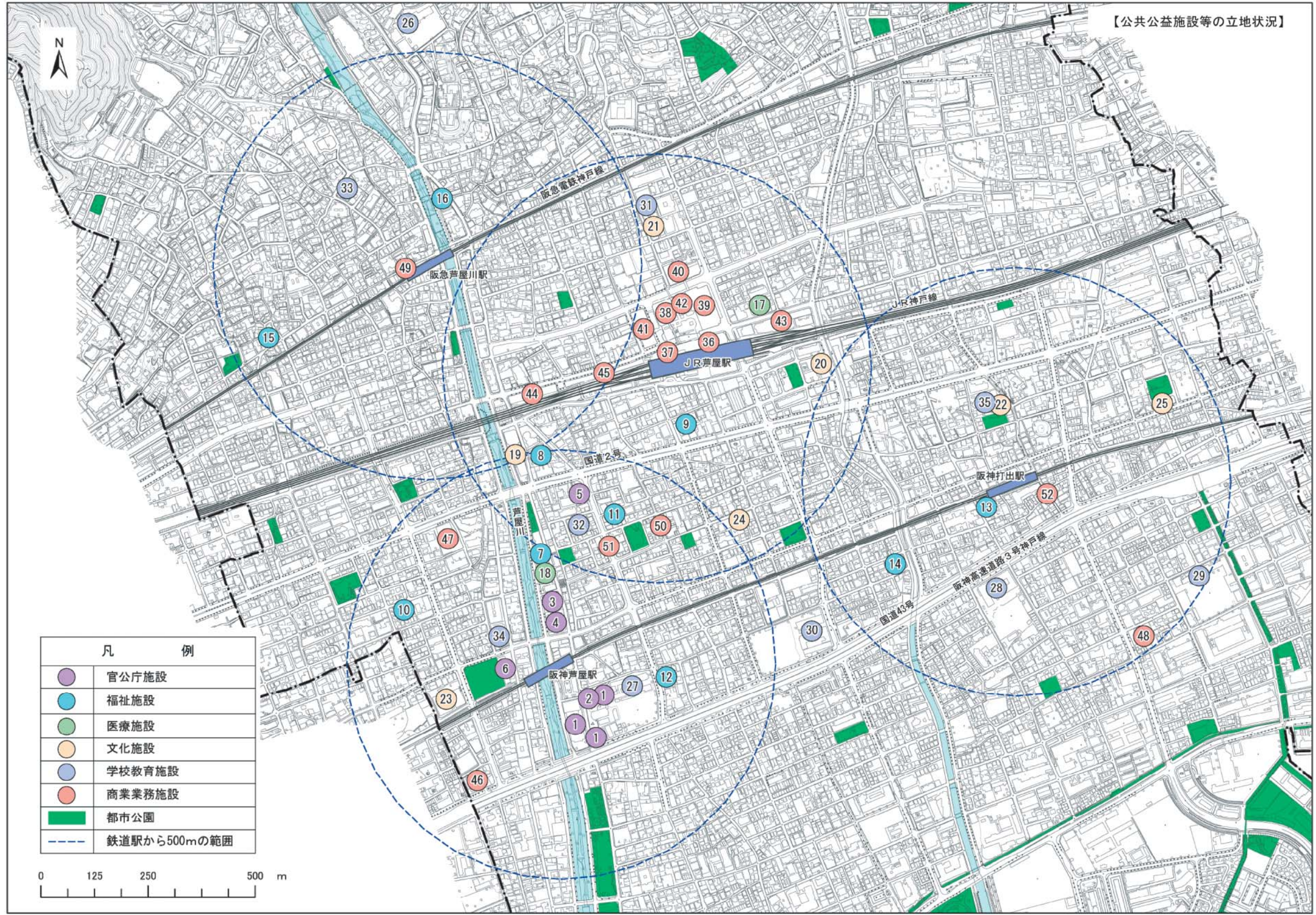
これらの施設の多くは J R 芦屋駅，阪神芦屋駅の周辺に立地しています。特に，J R 芦屋駅周辺では市街地再開発事業により商業・業務施設が集積しています。また，阪神芦屋駅周辺には，市役所をはじめ官公庁施設が集積しています。

【主要な公共公益施設等の立地状況】

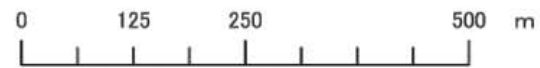
図面番号	種別	施設名称	図面番号	種別	施設名称
1	官公庁施設	芦屋市役所本庁舎，分庁舎，仮設庁舎	27	学校教育施設	精道小学校
2		芦屋市消防本部	28		宮川小学校・宮川幼稚園
3		芦屋税務署	29		精道中学校
4		芦屋警察署	30		芦屋高等学校
5		芦屋健康福祉事務所	31		甲陽幼稚園
6		阪神国道事務所	32		愛光幼稚園
7	福祉施設	芦屋市保健センター	33		西山幼稚園
8		福祉会館・老人福祉会館（市民センター別館）	34		精道幼稚園
9		ロングライフ芦屋	35		小槌幼稚園
10		ベネッセホームくらら芦屋	36		モンテメール（大丸芦屋店）
11		さくら保育園	37	モンテメール西館	
12		精道保育所	38	ラポルテ本館	
13		芦屋こばと保育園	39	ラポルテ東館	
14		打出保育所	40	ラポルテ北館	
15		老人憩いの家	41	ラポルテ西館・芦屋駅前郵便局	
16		（仮）芦屋夢保育園	42	ホテル竹園	
17	医療施設	芦屋セントマリア病院	43	ラモール芦屋・男女共同参画センター	
18		医療センター（市立休日応急診療所）	44	ラリーブ	
19	文化施設	芦屋市民センター本館・ルナホール	45	アルバ芦屋	
20		上宮川文化センター・児童センター	46	芦屋郵便局	
21		図書館大原分館・大原集会所	47	大丸ピーコック芦屋川西店	
22		打出教育文化センター・図書館打出分室・適応教室のびのび学級	48	大丸ピーコック芦屋南宮店	
23		体育館・青少年センター	49	商店街（山手モール）	
24		茶屋集会所	50	商店街（三八通り）	
25		春日集会所	51	商店街（本通り）	
26		学校教育施設	山手小学校	52	商店街（打出商店街）

：駅から 500m の範囲に立地している施設

空白ページ



凡	例
	官公庁施設
	福祉施設
	医療施設
	文化施設
	学校教育施設
	商業業務施設
	都市公園
	鉄道駅から500mの範囲



空白ページ

(5) 鉄道駅及び周辺地区の概況

ア JR 芦屋駅及び周辺地区

【 1 日当たりの平均利用者数 】

単位：人

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
乗降客数	56,462	57,026	56,958	57,558	58,700

資料：芦屋市統計書（平成 17 年版）より作成

【 公共公益施設等の立地状況 】

官公庁施設	芦屋健康福祉事務所
福祉施設	芦屋市保健センター，福祉会館・老人福祉会館，ロングライフ芦屋，さくら保育園
医療施設	芦屋セントマリア病院
文化施設	市民センター本館・ルナホール，上宮川文化センター・児童センター，図書館大原分館・大原集会所，茶屋集会所
学校教育施設	甲陽幼稚園，愛光幼稚園
商業業務施設	モンテメール（大丸芦屋店，西館），ラポルテ（本館，東館，北館，西館・芦屋駅前郵便局），ホテル竹園，ラモール芦屋・男女共同参画センター，ラリーブ，アルパ芦屋，商店街（三八通り，本通り）
その他	松ノ内公園，月若公園，宮塚公園，公光公園，上宮川公園，大槻公園，茶屋公園など

【 鉄道駅及び周辺地区のバリアフリー化の概要 】

区 分	バリアフリー化の概要					
	段差の解消		改札口	誘導用ブロック	トイレ	券売機
鉄 道 駅	道路～改札	改札～ホーム	幅の広い改札口			車いす対応
	車いす可	エレベータ				
	北口： 南口： （エレベータ設置済み）		×		（オストメイト，乳幼児対応）	
周 辺 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再開発地区を中心に歩道の整備は進んでいます。 ・ 駅南口からルナホールへ至る路線は，芦屋川に向かって勾配がきつい箇所がみられます。また，(主)芦屋停車場線の JR 線路下をくぐる箇所でも急勾配となっています。 ・ 駅南地区において，市街地再開発事業の実施に向けた取組を行っていましたが，本市の財政状況悪化のため，現在では凍結となっています。 					

空白ページ

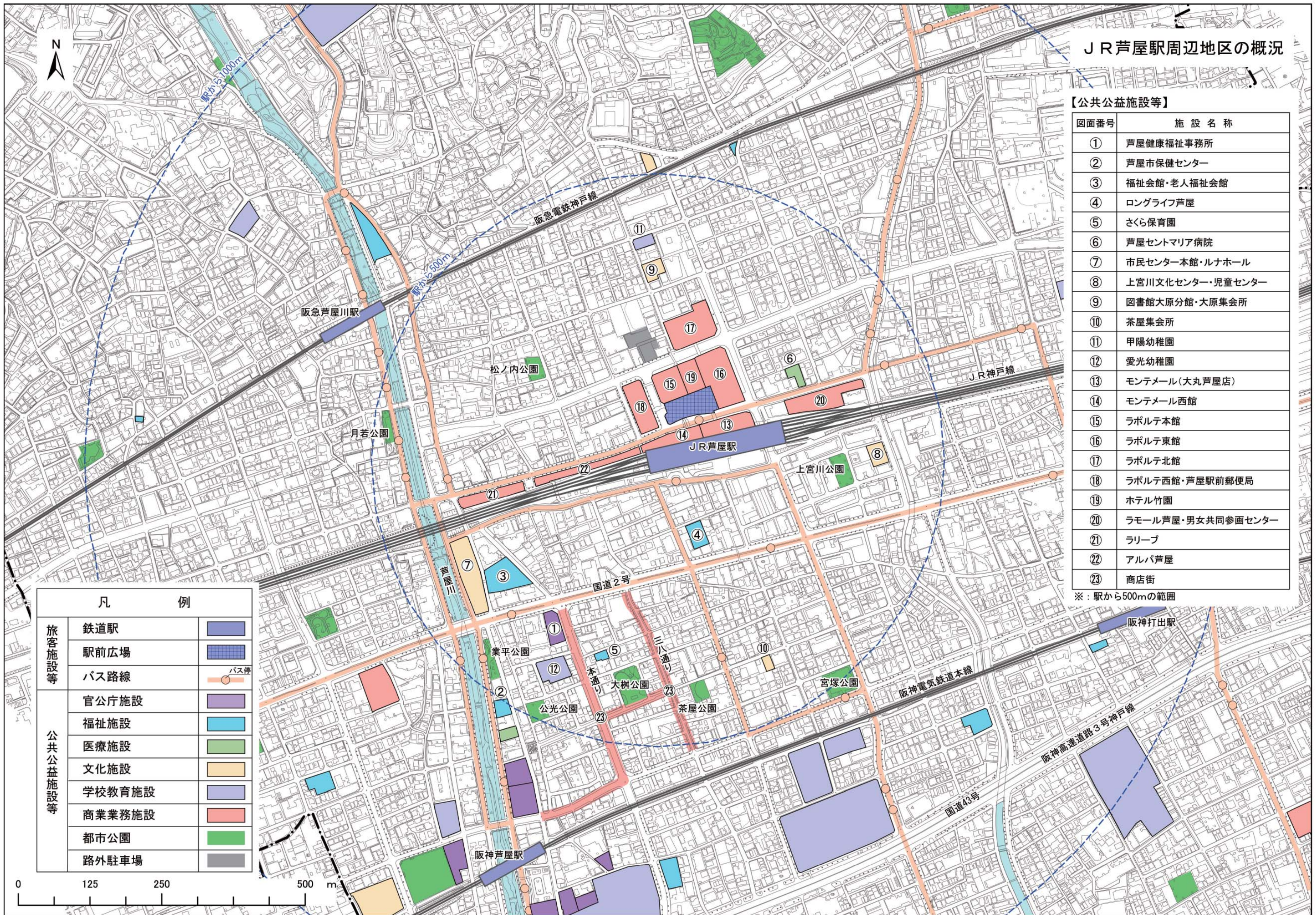
J R 芦屋駅周辺地区の概況

【公共公益施設等】

図面番号	施設名称
①	芦屋健康福祉事務所
②	芦屋市保健センター
③	福祉会館・老人福祉会館
④	ロングライフ芦屋
⑤	さくら保育園
⑥	芦屋セントマリア病院
⑦	市民センター本館・ルナホール
⑧	上宮川文化センター・児童センター
⑨	図書館大原分館・大原集会所
⑩	茶屋集会所
⑪	甲陽幼稚園
⑫	愛光幼稚園
⑬	モンテメール(大丸芦屋店)
⑭	モンテメール西館
⑮	ラポルテ本館
⑯	ラポルテ東館
⑰	ラポルテ北館
⑱	ラポルテ西館・芦屋駅前郵便局
⑲	ホテル竹園
⑳	ラモール芦屋・男女共同参画センター
㉑	ラリーブ
㉒	アルパ芦屋
㉓	商店街

※：駅から500mの範囲

凡 例		
旅客施設等	鉄道駅	
	駅前広場	
	バス路線	
公共公益施設等	官公庁施設	
	福祉施設	
	医療施設	
	文化施設	
	学校教育施設	
	商業業務施設	
	都市公園	
	路外駐車場	



空白ページ

イ 阪急芦屋川駅及び周辺地区

【1日当たりの平均利用者数】

単位：人

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
乗降客数	17,483	17,242	17,128	16,676	17,166

資料：芦屋市統計書（平成 17 年版）より作成

【公共公益施設等の立地状況】

官公庁施設	-
福祉施設	福祉会館・老人福祉会館，老人憩いの家，(仮)芦屋夢保育園
医療施設	-
文化施設	市民センター本館・ルナホール
学校教育施設	西山幼稚園，山手小学校
商業業務施設	ラポルテ（西館・芦屋駅前郵便局），ラリーブ，アルパ芦屋，商店街（山手サンモール）
その他	松ノ内公園，月若公園，山芦屋公園，三条公園，前田公園など

【鉄道駅及び周辺地区のバリアフリー化の概要】

区 分	バリアフリー化の概要					
	段差の解消		改札口	誘導用 ブロック	トイレ	券売機
鉄 道 駅	道路～ 改札	改札～ ホーム	幅の広い 改札口		車いす 対応	点字対応
	車いす可	エレベータ				
	北口： 南口：×					
周 辺 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南口からルナホールへ至る路線などで歩道の幅が狭い箇所がみられます。 ・ 阪急ガード下で歩道のない箇所があります。 					

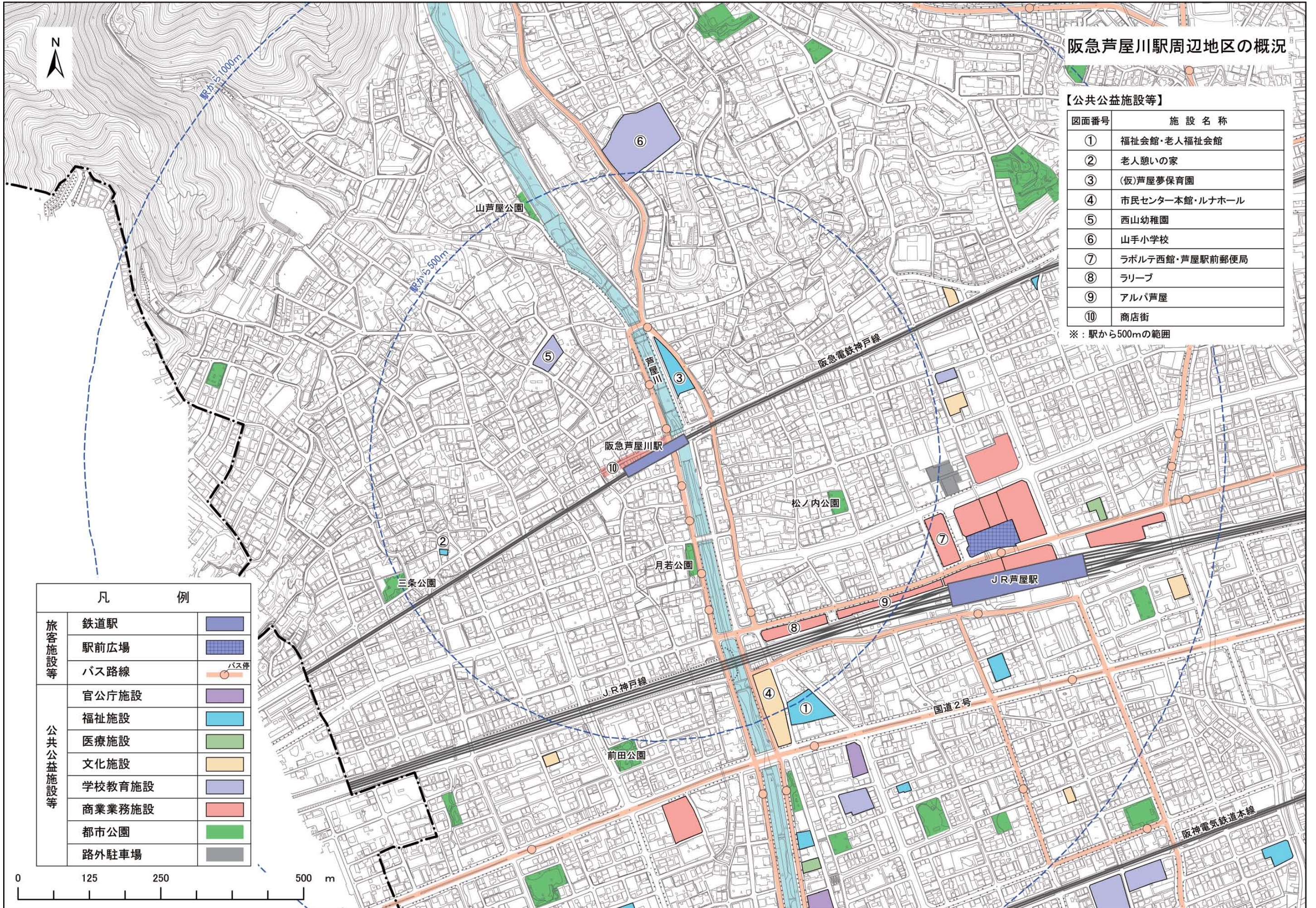
空白ページ

阪急芦屋川駅周辺地区の概況

【公共公益施設等】

図面番号	施設名称
①	福祉会館・老人福祉会館
②	老人憩いの家
③	(仮)芦屋夢保育園
④	市民センター本館・ルナホール
⑤	西山幼稚園
⑥	山手小学校
⑦	ラポルテ西館・芦屋駅前郵便局
⑧	ラリーブ
⑨	アルパ芦屋
⑩	商店街

※：駅から500mの範囲



凡 例		
旅客施設等	鉄道駅	
	駅前広場	
	バス路線	
公共公益施設等	官公庁施設	
	福祉施設	
	医療施設	
	文化施設	
	学校教育施設	
	商業業務施設	
	都市公園	
	路外駐車場	



空白ページ

ウ 阪神芦屋駅及び周辺地区

【1日当たりの平均利用者数】

単位：人

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
乗降客数	21,815	21,147	21,128	21,034	21,504

資料：芦屋市統計書（平成17年版）より作成

平成21年春に近鉄電車との相互直通運転が計画されています。

【公共公益施設等の立地状況】

官公庁施設	芦屋市役所，芦屋市消防本部，芦屋税務署，芦屋警察署，芦屋健康福祉事務所，阪神国道事務所
福祉施設	芦屋市保健センター，福祉会館・老人福祉会館，ベネッセホームくらら芦屋，精道保育所，さくら保育園
医療施設	医療センター（休日応急診療所）
文化施設	市民センター本館・ルナホール，体育館・青少年センター
学校教育施設	精道幼稚園，愛光幼稚園，精道小学校，芦屋高等学校
商業業務施設	大丸ピーコック芦屋川西店，芦屋郵便局，商店街（三八通り，本通り）
その他	芦屋公園，津知公園，市民公園，公光公園，大榎公園，茶屋公園など

【鉄道駅及び周辺地区のバリアフリー化の概要】

区 分	バリアフリー化の概要					
	段差の解消		改札口	誘導用ブロック	トイレ	券売機
鉄 道 駅	道路～改札	改札～ホーム	幅の広い改札口		車いす対応	点字対応
	車いす可	エレベータ				
	北口：× 南口： 西口：×	×			×	
周 辺 地 区	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から芦屋市保健センターなどに至る県道奥山精道線では歩道が未整備となっています。 芦屋川沿いの路線では阪神線路下の勾配がきつい箇所がみられます。また，芦屋川を東西に渡る公光橋付近などでも勾配がきつい箇所がみられます。 国道43号を横断するために横断歩道と横断歩道橋が設置されていますが，横断歩道橋のスロープは，自転車対応の勾配であり車いすには対応していません。 					

空白ページ

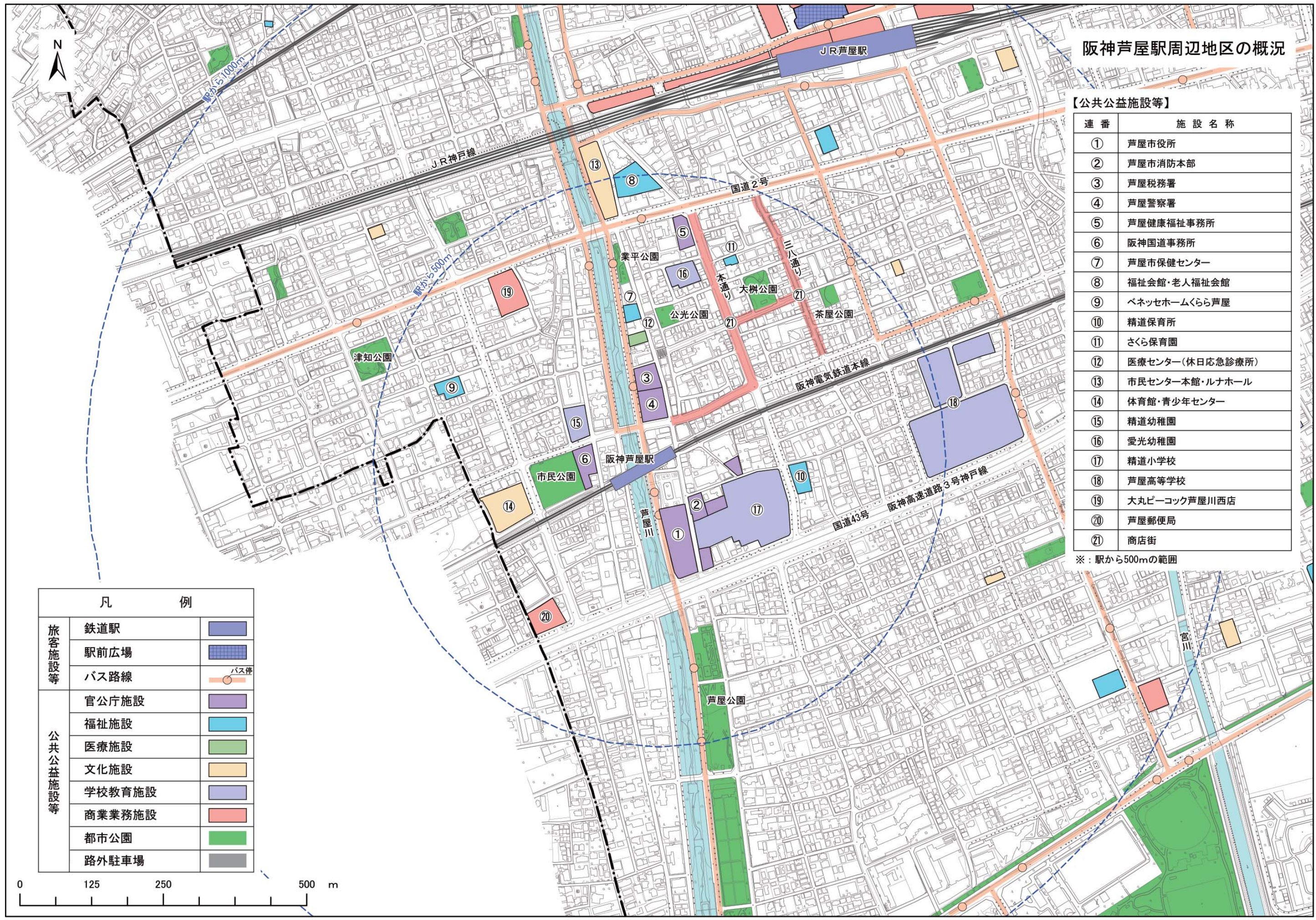
阪神芦屋駅周辺地区の概況

【公共公益施設等】

連番	施設名称
①	芦屋市役所
②	芦屋市消防本部
③	芦屋税務署
④	芦屋警察署
⑤	芦屋健康福祉事務所
⑥	阪神国道事務所
⑦	芦屋市保健センター
⑧	福祉会館・老人福祉会館
⑨	ベネッセホームくら芦屋
⑩	精道保育所
⑪	さくら保育園
⑫	医療センター(休日応急診療所)
⑬	市民センター本館・ルナホール
⑭	体育館・青少年センター
⑮	精道幼稚園
⑯	愛光幼稚園
⑰	精道小学校
⑱	芦屋高等学校
⑲	大丸ピーコック芦屋川西店
⑳	芦屋郵便局
㉑	商店街

※：駅から500mの範囲

凡 例		
旅客施設等	鉄道駅	
	駅前広場	
	バス路線	
公共公益施設等	官公庁施設	
	福祉施設	
	医療施設	
	文化施設	
	学校教育施設	
	商業業務施設	
	都市公園	
	路外駐車場	



空白ページ

エ 阪神打出駅及び周辺地区

【1日当たりの平均利用者数】

単位：人

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
乗降客数	10,708	11,361	10,577	10,411	10,139

資料：芦屋市統計書（平成 17 年版）より作成

【公共公益施設等の立地状況】

官公庁施設	-
福祉施設	芦屋こばと保育園，打出保育所
医療施設	-
文化施設	打出教育文化センター・図書館打出分室・適応教室のびのび学級，春日集会所
学校教育施設	小槌幼稚園，宮川小学校・宮川幼稚園，精道中学校
商業業務施設	大丸ピーコック芦屋南宮店，商店街（打出商店街）
その他	打出公園，南宮公園，打出浜公園，楠公園，春日公園，江尻川緑道など

【鉄道駅及び周辺地区のバリアフリー化の概要】

区 分	バリアフリー化の概要					
	段差の解消		改札口	誘導用 ブロック	トイレ	券売機
鉄 道 駅	道路～ 改札	改札～ ホーム	幅の広い 改札口			車いす 対応
	車いす可	エレベータ				
	整備中	整備中	整備中		整備中	
周 辺 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅から図書館打出分室に至る路線や打出商店街では勾配がきつい箇所がみられます。 ・ 国道 43 号の打出交差点は，交差点の形状などから見通しが悪く，交通事故が多発しています。 ・ 国道 43 号を横断するために横断歩道と横断歩道橋が設置されていますが，横断歩道橋のスロープは，自転車対応の勾配であり車いすには対応していません。 					

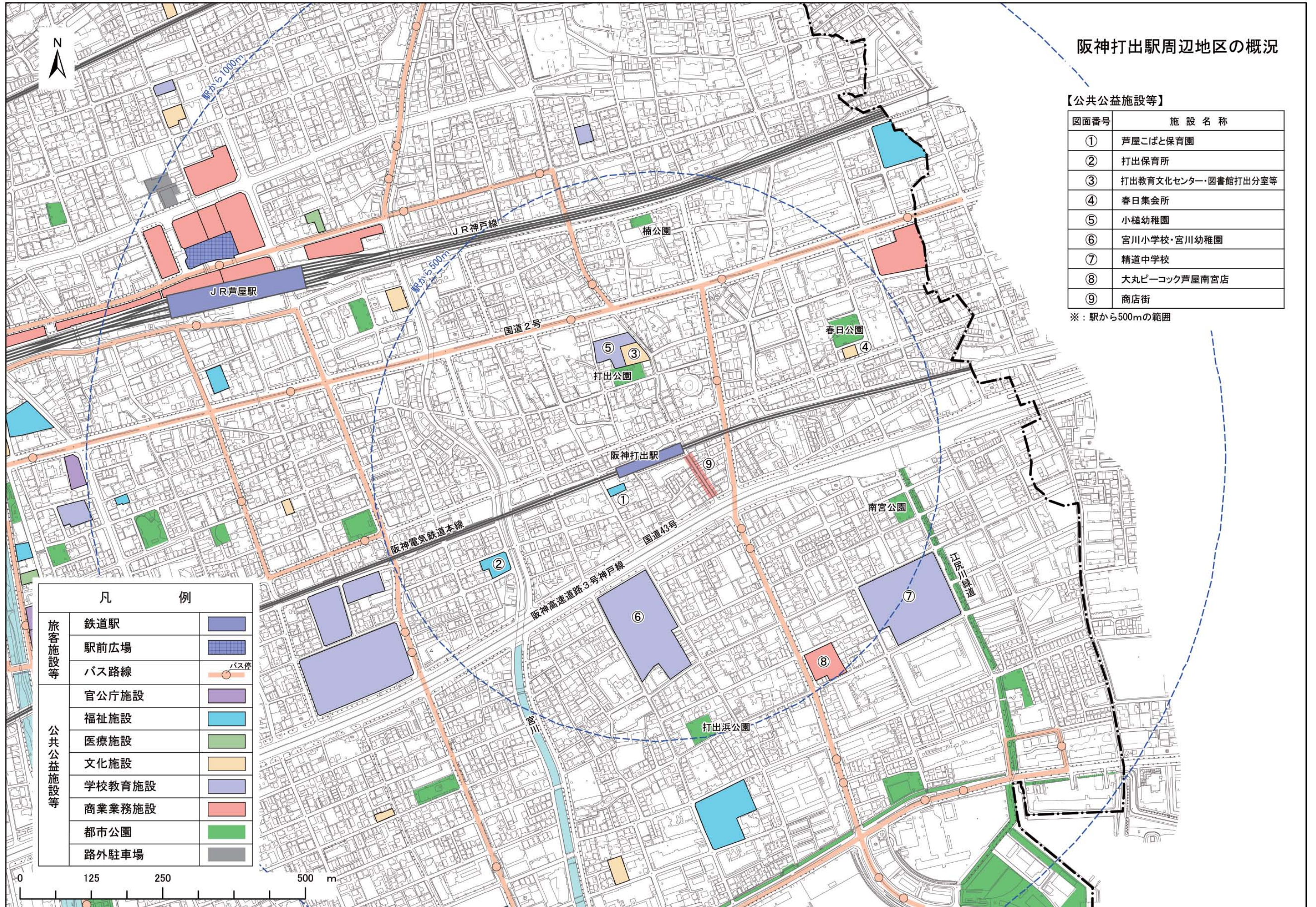
空白ページ

阪神打出駅周辺地区の概況

【公共公益施設等】

図面番号	施設名称
①	芦屋こぼと保育園
②	打出保育所
③	打出教育文化センター・図書館打出分室等
④	春日集会所
⑤	小槿幼稚園
⑥	宮川小学校・宮川幼稚園
⑦	精道中学校
⑧	大丸ピーコック芦屋南宮店
⑨	商店街

※：駅から500mの範囲



空白ページ

(6) 上位関連計画

交通バリアフリー基本構想に関連する上位計画及び関連計画について整理します。

【上位関連計画】

計 画 名 称	策 定 年 月	計 画 の 役 割	計 画 期 間	根 拠 法
第3次芦屋市総合計画 基本構想	平成12年12月	市のまちづくりの最高理念であり、市の目指すべき将来像やその達成に向けたまちづくりの目標などを明らかにするもの	平成13～ 22年度	・地方自治法
第3次芦屋市総合計画 後期基本計画	平成18年3月	基本構想を実現するために必要な基本的施策を総合的、体系的に示す市政の基本的な計画で、実施計画の基礎となるもの	平成18～ 22年度	・地方自治法
芦屋市都市計画マスター プラン	平成17年3月	具体的な都市の将来像を示し、これを実現するための土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更などの指針となるもの	平成17～ 32年度	・都市計画法
芦屋市障害者(児)福祉 計画 第4次中期計画	平成16年7月	障がい福祉施策の指針となるもの	平成16～ 20年度	・障害者基本 法
芦屋すこやか長寿プラン21 第4次芦屋市高齢者保健福祉計 画及び第3期介護保険事業計画	平成18年3月	高齢者保健福祉施策や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するための指針となるもの	平成18～ 20年度	・老人福祉法 ・老人保健法 ・介護保険法
芦屋市次世代育成支援対 策推進行動計画 前期	平成17年3月	少子化対策のための施策の指針となるもの	平成17～ 21年度	・次世代育成 支 援 対 策 推 進 法

ア 第3次芦屋市総合計画（平成13～22年度）

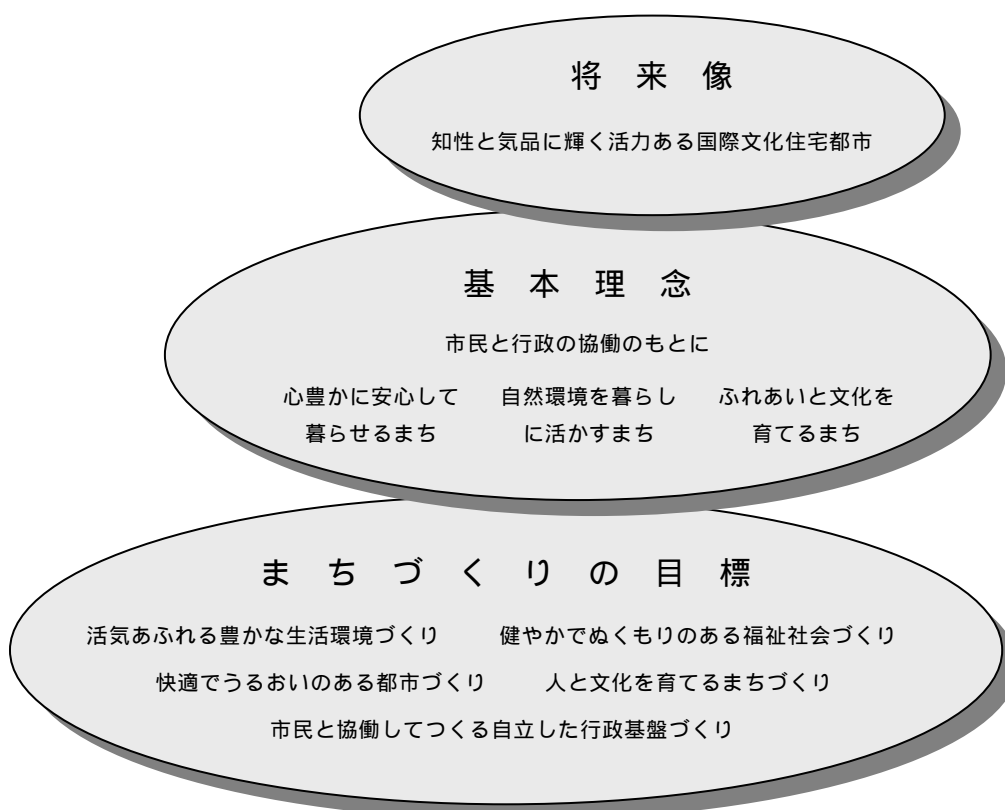
第3次芦屋市総合計画は、平成13年度から22年度までの10年間の計画期間とし、本市の将来像やそれを実現するためのまちづくりの基本施策を明らかにし、21世紀を見とおした新しい芦屋のまちづくりの指針となるものです。

また、まちづくりの基本的施策を示す基本計画の期間は、前期5年・後期5年の2期に分け、後期基本計画では、平成18年度から22年度にかけて、どのような施策を実施していくのかを示しています。

(ア) 「第3次芦屋市総合計画」のまちづくりの目標

第3次芦屋市総合計画では、本市の将来像を「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」とし、これを実現するために「心豊かに安心して暮らせるまち」、「自然環境を暮らしに活かすまち」、「ふれあいと文化を育てるまち」の3つの基本理念を掲げています。この理念の下にまちづくりの5つの目標を掲げ、様々な分野における基本的施策を展開します。

- 1 活気あふれる豊かな生活環境づくり
- 2 健やかでぬくもりのある福祉社会づくり
- 3 人と文化を育てるまちづくり
- 4 快適でうるおいのある都市づくり
- 5 市民と協働してつくる自立した行政基盤づくり



【第3次芦屋市総合計画のまちづくりの目標】

(イ) 基本計画の概要（交通バリアフリー基本構想との関連事項）

まちづくりの目標である“健やかでぬくもりのある福祉社会づくり”“快適でうるおいのある都市づくり”を達成するための主な施策を以下に整理します。

【まちづくりの目標 2 健やかでぬくもりのある福祉社会づくり】

a 共に助け合う地域福祉の実現

地域福祉計画の策定

だれもが住みなれた地域の中で安心して生活できる地域社会の実現を目指し、地域福祉計画を策定します。

b 高齢者の自立をサポートする社会の実現

高齢者に優しい住環境整備

地域の住民や事業者をまきこんだユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

住宅のバリアフリー化への啓発に努めるとともに、住宅改造を支援するため、市民にわかりやすい相談、支援体制の確立に努めます。

c 障がいのある人の社会参加の実現

生活環境の整備

障がいのある人のみならずだれにとっても暮らしやすい生活環境を実現するため、県の「福祉のまちづくり条例」を遵守しながら、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に努めます。

住宅の整備については、障がいのある人に対応した住宅改造の支援を行います。障がいのある人の移動・交通対策の充実を図ります。

【まちづくりの目標 4 快適でうるおいのある都市づくり】

a 快適な交通体系の整備

幹線道路・交通機能の整備

広域幹線道路については、関係機関と調整しながら、周囲の環境保全と防災機能等を含む必要な機能の充実を図ります。

生活道路の整備

ユニバーサルデザインの観点からの人に優しい道路や、地域コミュニティ交流の場づくりの観点から魅力ある安全で快適な道路づくりを推進します。

イ 芦屋市都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）

「芦屋市都市計画マスタープラン」は、本市における実現すべき具体的な都市の将来像を示し、これを実現するための土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更などの指針となるものです。

(ア) まちづくりの理念

芦屋市都市計画マスタープランでは、まちづくりの方向を次のように定めています。

まちづくりのテーマ

美、快、悠^{ゆう}のまち 芦屋

本市は、緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にも優しく、文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します。

まちづくり3つの方向

- 美** - 緑豊かな自然と調和した美しく快適なまちづくり
- 快** - 人にも環境にも優しい、住みよいまちづくり
- 悠** - 優れた市民文化が息づく、成熟したまちづくり

まちづくりの施策的目標

まちづくりの方向に基づき、今後目指していくまちづくりの施策的目標を、“成熟社会にふさわしい市民文化に根ざしたまちづくり” “快適で安心できる都市空間の形成” “自然環境の保全と芦屋庭園都市宣言の推進” “魅力ある高質な都市空間の形成” “すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり” “市民、事業者及び行政との協働による芦屋らしいまちづくり”と定めています。

すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり

市街地の歩行者空間やあらゆる建築物をはじめとしたまちの空間において、ユニバーサルデザインを促進するとともに、市民及び事業者のユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。

(イ) まちづくりの整備方針の概要（交通バリアフリー基本構想との関連事項）

【都市施設整備の方針】

a 公共交通機関等の整備方針

鉄道

鉄道利用を促進するために鉄道事業者の協力を得て、「高齢者、身体障害者等

の公共交通機関を利用した移動の円滑化促進に関する法律（交通バリアフリー法）」などに基づき、鉄道その他関係事業者の協力を得ながら駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化を進めます。

バス

すべての人がバスを利用できるように、ノンステップバスやCNG車（天然ガス車）等の低公害型の車両の導入支援を行うとともに、運行の改善による利便性の向上を関係機関と協議して図ります。また、バス停留所についても、シェルターやベンチなどの設置を関係機関と協議し、人と環境に優しい公共交通環境の形成を図ります。

b 道路施設の整備方針

交通施設整備の際の配慮事項

すべての歩行者に優しく快適な道路空間を提供するため、広幅員歩道の確保や道路の緑化のほか、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャーの設置、電線類の地中化などを検討します。

なお、国道や県道などの管理者が異なる道路については、関係機関と協議して協力を求めます。

c 公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地

公園の老朽化に伴う改修時には、ユニバーサルデザインへの対応と市民の健康維持・増進を図る施設整備を図り、誰もが安心して利用でき、市民の交流の場となるような公園づくりを進めます。

【市街地及び住宅地整備の方針】

a 住宅の整備方針

多様な世代やニーズに応じた住宅の供給ができるように、住宅設計におけるユニバーサルデザイン化を推奨し、すべての市民が、安心して長く住み続けられる居住環境の形成を目指します。また、子育てや、高齢者及び障がいのある人の日常的な生活支援が安心してできるように、コミュニティの活性化を図れるようにします。

【福祉のまちづくり方針】

坂道の多い地形的特性や東西交通軸の集中による地域の断絶をソフト・ハードの両面から克服し、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。

a ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての人が快適に生活し、まちを楽しむことができるユニバーサルデザイン

のまちづくりを進めるため、公共・公益施設空間をはじめ、あらゆる都市空間のユニバーサルデザイン化を目指します。

特に、今後整備・改修が予定される基盤施設や建築等については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づく整備を促進するとともに、県の「ユニバーサルデザインの施設整備マニュアル」により指導します。また、市街地整備が進む南芦屋浜地域を本市のユニバーサルデザイン推進のモデル地区として位置付け、歩行空間、公共・公益施設及び住宅等のユニバーサルデザイン化を進めます。

(ウ) 都市計画上の位置付け

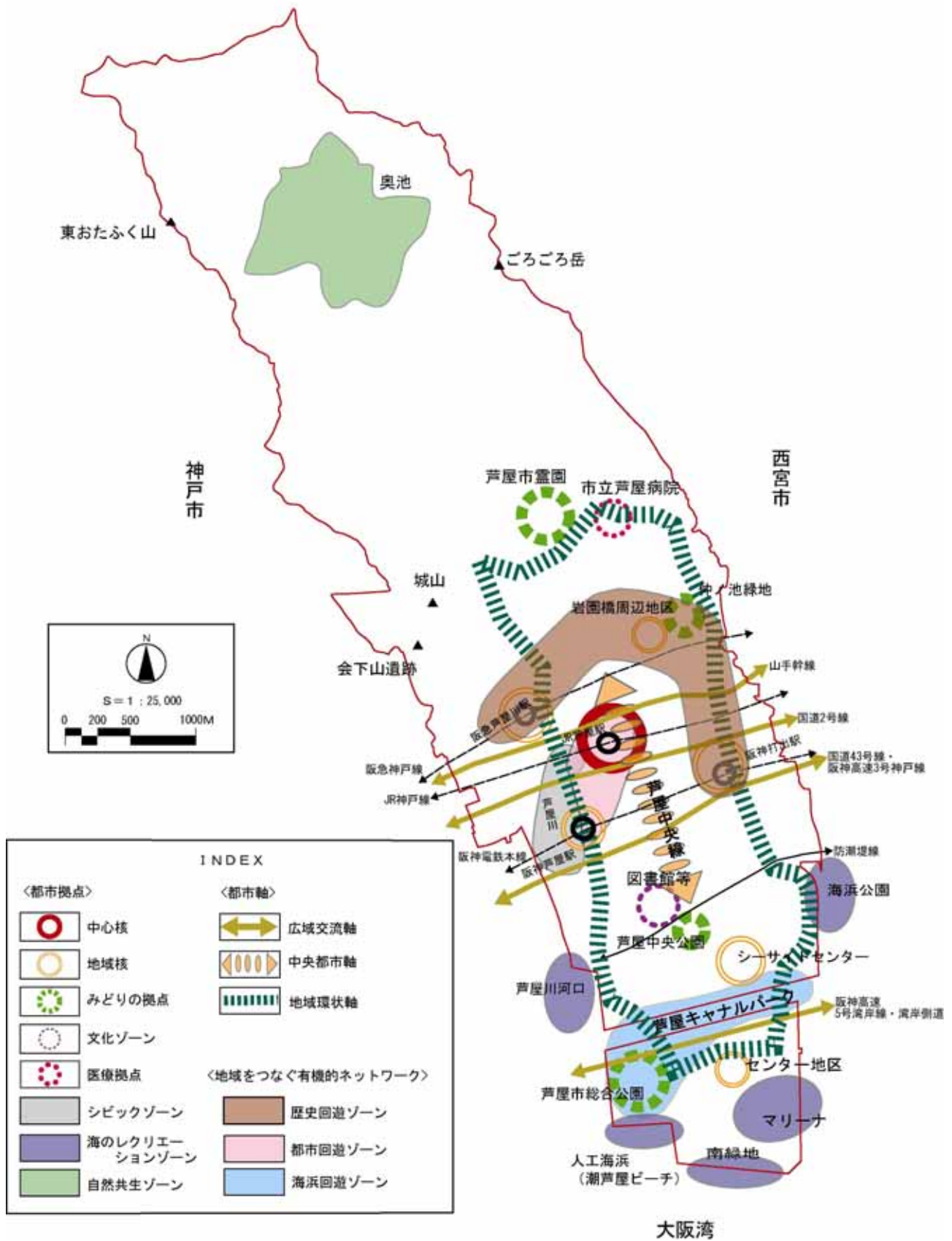
J R芦屋駅周辺地区、阪急芦屋川駅周辺地区、阪神芦屋駅周辺地区、阪神打出駅周辺地区について、芦屋市都市計画マスタープランにおける位置付けを整理します。

- ・ 市街地再開発事業によって商業・業務機能の強化が進められたJ R芦屋駅周辺地区は、本市の顔となる高度な都市機能が集積する「中心核」として位置付けられています。
- ・ 身近な商業集積がみられる阪急芦屋川駅、阪神芦屋駅、阪神打出駅の周辺地区は、「中心核」を補完し、地域における市民生活の中心となる「地域核」として位置付けられています。
- ・ 特に、J R芦屋駅と阪神芦屋駅間の近隣商業が集積する地区については、「中心核」や「地域核」とつながって様々な機能を発揮する、活気あふれるまちづくりを進める「都市回遊ゾーン」として位置付けられています。
- ・ また、阪神芦屋駅周辺の公益施設や官公庁施設が集積する地区については、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの都市空間づくりなどを進める「シビックゾーン」として位置付けられています。

【都市計画上の位置付け】

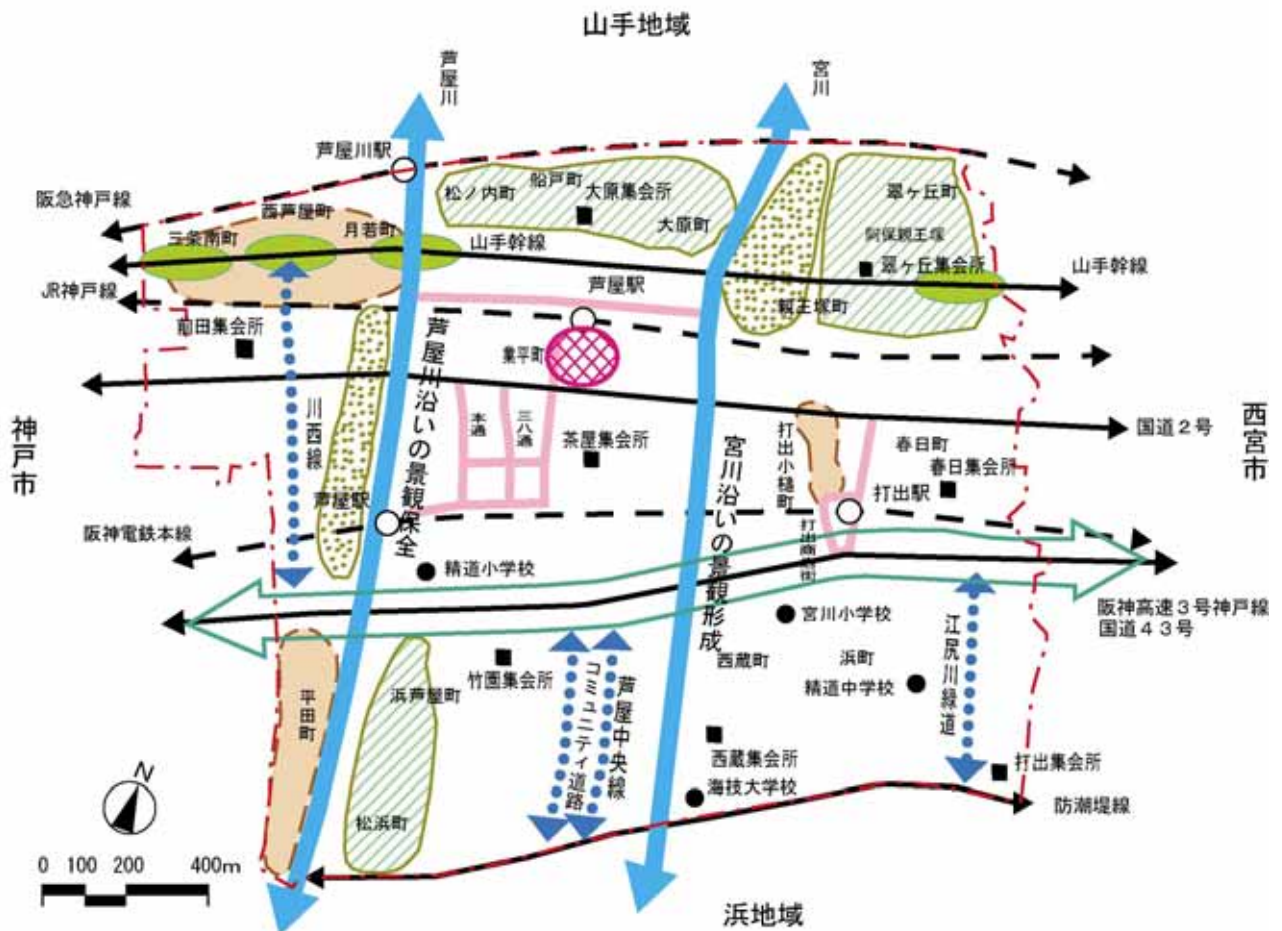
J R 芦屋駅周辺	<p>都市構造上の位置付け 本市の顔となる高度な都市機能が集積する「中心核」として位置付け 「中心核」や「地域核」とつながって様々な機能を発揮する、活気あふれるまちづくりを進める「都市回遊ゾーン」として位置付け</p> <p>土地利用の方針 商業地として位置付け</p> <p>福祉のまちづくりの方針 まちの顔にふさわしいユニバーサルデザインの商業空間の創出</p>
阪急芦屋川駅周辺	<p>都市構造上の位置付け 「中心核」の機能を補完し、地域における市民生活の中心となる「地域核」として位置付け 歴史的環境要素を結び芦屋の良さを再認識できる情緒あふれるまちづくりを進める「歴史回遊ゾーン」として位置付け</p> <p>土地利用の方針 住商共存地として位置付け</p> <p>福祉のまちづくりの方針 勾配のある地形に配慮した街路空間の整備</p>
阪神芦屋駅周辺	<p>都市構造上の位置付け 「中心核」の機能を補完し、地域における市民生活の中心となる「地域核」として位置付け 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの都市空間づくりなどを進める「シビックゾーン」として位置付け 「中心核」や「地域核」とつながって様々な機能を発揮する、活気あふれるまちづくりを進める「都市回遊ゾーン」として位置付け</p> <p>土地利用の方針 住商共存地として位置付け</p> <p>福祉のまちづくりの方針 だれもが快適に過ごせるにぎわい空間の創出</p>
阪神打出駅周辺	<p>都市構造上の位置付け 「中心核」の機能を補完し、地域における市民生活の中心となる「地域核」として位置付け 歴史的環境要素を結び芦屋の良さを再認識できる情緒あふれるまちづくりを進める「歴史回遊ゾーン」として位置付け</p> <p>土地利用の方針 住商共存地として位置付け</p>

将来都市構造図



【将来都市構造（芦屋市都市計画マスタープランより転載）】

中央地域 まちづくり方針図



INDEX			
	宅地の細分化防止		歩いて楽しい商業空間の形成
	河川空間を生かした 住宅景観の保全と形成		ゆとりと潤いのある歩行者空間
	歴史を感じさせる街並みの保全		河川沿いの景観保全と形成
	JR芦屋駅南地区の開発事業の計画		国道43号沿道の環境整備
	道路沿道緑地の整備		集会所
			学校

【中央地域のまちづくり方針（芦屋市都市計画マスタープランより転載）】

ウ 芦屋市障害者（児）福祉計画 第4次中期計画（平成16～20年度）

「芦屋市障害者（児）福祉計画 第4次中期計画」は、本市における障がい福祉施策の指針となるものです。

(ア) 基本理念と基本目標

第3次芦屋市総合計画の基本理念を踏まえ、障がいのある人すべてが社会の一員として、様々な活動に参加し役割と責任を果たすことができ、人権が尊重され、共に生き、共に支え合う社会の実現を目指すことを基本理念としています。

また、本計画では、3つの基本目標を定めており、基本目標の1つである“自立と個性を活かし、容易に社会参加できるまちづくり”の中で、ユニバーサルデザインによるまちや施設づくり、公共施設や道路などのバリアフリー化を推進することが位置付けられています。

(イ) 分野別施策の概要（交通バリアフリー基本構想との関連事項）

基本目標である“自立と個性を活かし、容易に社会参加できるまちづくり”では、施策の柱の1つとして“福祉のまちづくりの推進”を位置付けており、主な施策として次の事項が掲げられています。

【福祉のまちづくりの推進】

a 啓発と理解の推進

住民の理解と協力の下、障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりについて、普及啓発に努めます。

b 盲導犬貸付事業等の活用

1級の視覚障がい者の行動範囲の拡大により、社会参加と自立更生を促進するため、兵庫県盲導犬貸付事業の活用の啓発を行います。

また、公共・民間施設や公共交通機関などで、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴が円滑にできるよう、補助犬についての啓発を行います。

c 施設・設備のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインによるまちづくりのため、ハートビル法の考え方や福祉のまちづくり条例に基づいた施設・設備の整備を図ります。

d 公共施設等の整備の推進

障がいのある人の社会参加を促進するため、歩道の段差解消、障がいのある人に配慮したスロープ、障害者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロック、視覚障害者音声ガイドシステムの設置、P I C（歩行者等支援情報通信システム）等、公共的、公益的な建物や施設などを障がいのある人のみならず、住民の誰もが利用しやすく、安全な歩行や自由な通行ができるよう、より一層のバリアフリー化を推進します。

e 交通バリアフリー化の推進

交通関連施設の整備については、交通バリアフリー法に基づき、整備を検討するとともに、ノンステップバスの導入やリフト付タクシーの運行など、障がいのある人が利用しやすいよう、今後とも、バリアフリー化の推進を図ります。

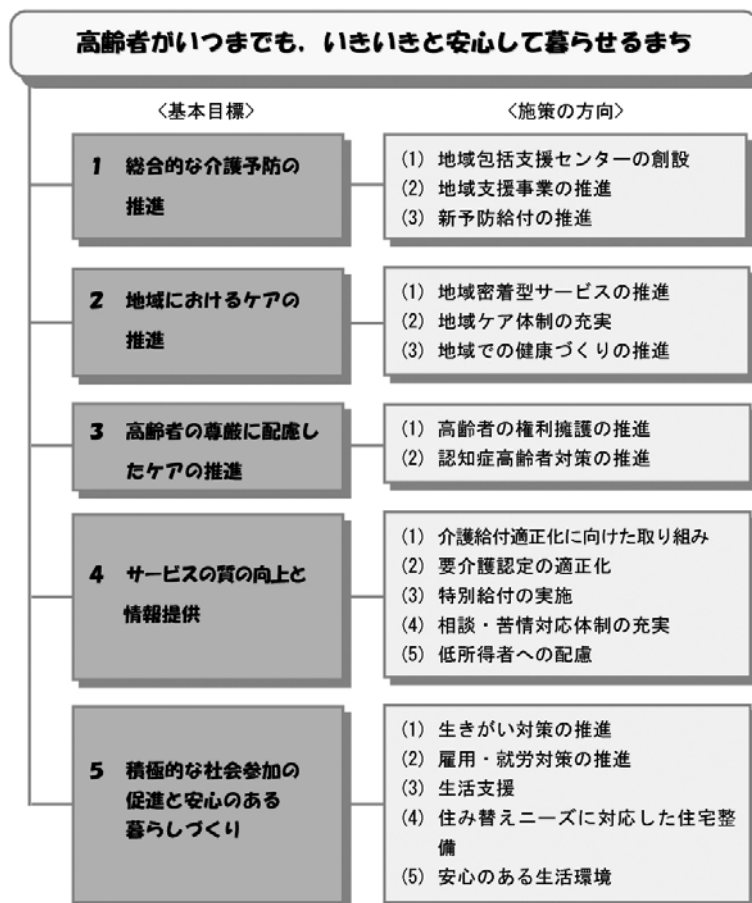
工 芦屋すこやか長寿プラン 21 第4次芦屋市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画（平成 18～20 年度）
「芦屋すこやか長寿プラン 21」は、本市における高齢者保健福祉施策や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するための指針となるものです。

(ア) 基本理念と基本目標

近い将来に予測される超高齢社会を活力ある社会とするため、生活習慣病の予防や老化の予防、地域での健康づくりを進めるとともに、高齢者が生涯学習や就労、趣味の活動、交流などを通じて、「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」を目指すことを基本理念としています。

また、本計画では、5つの基本目標を定めており、基本目標の1つである“積極的な社会参加の促進と安心のある暮らしづくり”の中で、生きがい対策や生活支援、安心のある生活環境の整備などを進めることが位置付けられています。

(1) 施策の体系



【施策の体系（芦屋すこやか長寿プラン 21 より転載）】

オ 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 前期（平成 17～21 年度）

「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 前期」は、本市における少子化対策のための施策の指針となるものです。

(ア) 基本理念と基本目標

震災の経験を通じて学んだ互いに助け合う心や思いやりの心と、人と人の絆やつながりを大切にし、一人ひとりの優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生み育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちを目指して、「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」を基本理念としています。

また、本計画では、5つの基本目標を定めており、基本目標の1つである“親子が安心して快適に暮らせる環境の整備”の中で、道路交通環境の整備や、公共施設、公共交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化や子育て支援設備の設置を推進すると共に、情報提供を図ることの必要性が位置付けられています。

(イ) 分野別施策の概要（交通バリアフリー基本構想との関連事項）

基本目標である“親子が安心して快適に暮らせる環境の整備”では、施策の柱の1つとして“福祉のまちづくりの推進”を位置付けており、主な施策として次の事項が掲げられています。

【福祉のまちづくりの推進】

a 福祉のまちづくりの推進

すべての人が住みやすいまちづくりに向けて、子どもから高齢者まで安全、安心に行動できるように、不特定多数の人が利用する道路や施設等の福祉的な整備を進めます。

b 通学，通園路等の道路維持補修

通学，通園する子どもが安全に安心して利用できるよう，道路の整備，補修を行います。

c 自転車安全に通行できる道路，歩道の整備

新しく整備する幹線道路については，子どもたちが市内を安全に自転車で通行できるよう整備します。

d 公共施設，公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化，子育て支援施設の整備

公共施設，公共交通機関等における段差解消，スロープ，エレベータの設置，親子トイレや授乳コーナー等，ユニバーサルデザインを目指した施設の整備を促進します。

e ユニバーサルデザインの子育てマップの作成，配布

多くの人が集まる主要駅，公共施設や商業施設等では，ユニバーサルデザイン

化を推進し、皆が利用しやすいように情報提供を行います。